

# 産業廃棄物処分業許可証

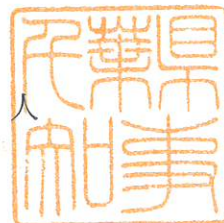
住 所 埼玉県八潮市木曾根 6 1 8 番地 1

氏 名 株式会社大場組

代表取締役 大場 智嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和 6 年 2 月 1 9 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 1 2 月 2 1 日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 木くず、(イ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、

(ウ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、

(エ) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 繊維くず

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※ 「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙 1 及び 2 のとおり

## 3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水の実施により周辺への飛散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は、午前 8 時から午後 5 時までの間の 8 時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年12月22日 新規許可

令和5年12月13日 変更届 (代表者及び役員の変更)

令和6年2月19日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)		木くず 64.1 t/日 (8.01 t/時 × 8時間) 金属くず 33.8 t/日 (4.22 t/時 × 8時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 453.6 t/日 (56.7 t/時 × 8時間) がれき類 314.4 t/日 (39.3 t/時 × 8時間) (平成13年1月25日)	1	千葉県野田市 目吹字下の内 467番1、 467番2、 467番3、 467番6、 467番9
圧 縮 施 設		廃プラスチック類 13.6 t/日 (1.7 t/時 × 8時間) 紙くず 25.2 t/日 (3.15 t/時 × 8時間) 繊維くず 13.6 t/日 (1.7 t/時 × 8時間) (平成13年1月25日)	1	
処 理 前	廃プラスチック類、木くず、 紙くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類保管施設	81 m <sup>2</sup> 60 m <sup>3</sup>	1	
		50 m <sup>2</sup> 41 m <sup>3</sup>	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 繊維くず保管施設	30 m <sup>2</sup> 37 m <sup>3</sup>	1	
		150 m <sup>2</sup> 239 m <sup>3</sup>	1	
	金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類保管施設	60 m <sup>2</sup> 87 m <sup>3</sup>	1	
	廃プラスチック類保管施設	73 m <sup>2</sup> 120 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)



## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
処 理 後	廃プラスチック類、紙くず、 繊維くず保管施設	22 m <sup>2</sup> 56 m <sup>3</sup>	2	千葉県野田市 目吹字下の内 467番1、 467番2、 467番3、 467番6、 467番9
	金属くず、 ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類保管施設	40 m <sup>2</sup> 68 m <sup>3</sup>	2	
	木くず保管施設	72 m <sup>2</sup> 123 m <sup>3</sup>	1	
	金属くず保管施設	32 m <sup>2</sup> 55 m <sup>3</sup>	1	
	がれき類保管施設	40 m <sup>2</sup> 68 m <sup>3</sup>	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類保管施設	40 m <sup>2</sup> 68 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

